

議第六十二号

指定管理者の指定について

中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター条例（令和五年岐阜県条例第三十一号）附則第二項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 高山市奥飛驒温泉郷村上一六八九番地三
一般財団法人飛驒山脈ジオパーク推進協会
- 二 指定の期間 令和六年七月一日から令和十一年三月三十一日まで

